JIS

ピリジン類（ピリジン・ピコリン・キノリン）

JIS K 2438：2026

（JAIA/JSA）

令和 8 年 10 月 20 日　改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：昭和 53.10.1　　改正：令和 8.10.20
官 報 掲 載 日：令和 8.10.20
原 案 作 成 者：一般社団法人日本芳香族工業会
（〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2　アロマビル　TEL 03-3666-5341）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28　三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
1　適用範囲 1
2　引用規格 1
3　用語及び定義 1
4　種類 2
5　品質 2
6　試験方法 3
6.1　一般 3
6.2　試料の採取及び調製 3
6.3　密度測定方法 3
6.4　比重測定方法 4
6.5　水分定量方法 6
6.6　ピリジン類の定量方法 7
6.7　不揮発分試験方法 10
6.8　蒸留試験方法 14
6.9　色の試験方法 17
7　検査 17
8　表示 17
解　説 18

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本芳香族工業会（JAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS K 2438**:2006 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS
K 2438：2026

ピリジン類（ピリジン・ピコリン・キノリン）

Pyridine Bases (Pyridine･Picoline･Quinoline)

1　適用範囲

この規格は，工業用のピリジン，ピコリン及びキノリン（以下，ピリジン類という。）について規定する。

警告　ピリジン類は，皮膚，眼などに対する刺激及び臭気が強く，かつ，引火爆発性の物質であるため，取扱いには，十分な注意が必要である。

この規格は，その使用に関連して起こり得る全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は，各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置を取らなければならない。

2　引用規格

次に掲げる引用規格は，この規格に引用されることによって，その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち，西暦年を付記してあるものは，記載の年の版を適用し，その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7525-3:2018　浮ひょう－第 3 部：浮ひょう型比重計

JIS K 0050　化学分析方法通則

JIS K 0066　化学製品の蒸留試験方法

JIS K 0068　化学製品の水分測定方法

JIS K 0071-1　化学製品の色試験方法－第 1 部：ハーゼン単位色数（白金－コバルトスケール）

JIS K 0114　ガスクロマトグラフィー通則

JIS K 0211　分析化学用語（基礎部門）

JIS K 2249-1　原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法

JIS K 2249-2　原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法

JIS K 2425　クレオソート油，加工タール及びタールピッチ試験方法

JIS Z 8401　数値の丸め方

3　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，次によるほか，**JIS K 0050** 及び **JIS K 0211** による。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。